

消費生活センターだより



暮らしのスクラム



未成年の子どもがオンラインゲームで高額課金していた！



Q

小学生の子どもが、親のスマートフォンを使ってオンラインゲームで遊び、高額な課金をしていました。

子どもが無断でやったことなので、請求を取り消してもらえないのでしょうか。

A

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、民法で定められた「未成年者取消権」によってその契約を取り消すことができます。

しかし、オンラインゲームでは未成年者が契約したことを証明することが難しく、また年齢を成人だと偽って課金した場合などは取消が認められないこともあります。

消費生活相談



子どもの課金トラブルを防ぐには

- ☑子どもの実年齢でID登録させ、大人のIDを利用させないようにしましょう。
- ☑料金体系や決済方法などを確認し、パスワードの管理を徹底しましょう。
- ☑しくみや契約内容を子どもとともに確認し、遊び方のルールを話し合しましょう。
- ☑ペアレンタルコントロール※を利用しましょう。

※子どもが持つスマホやパソコンの利用方法を、保護者が管理する機能のこと。



消費者庁イラスト集より

消費生活センターご案内

消費生活センター案内略図



〈消費生活相談窓口は〉

●電話
072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで
(土・日・祝休日・年末年始を除く)

※来所相談の場合は、

事前に電話予約してください。

●交通

近鉄奈良線若江岩田駅下車
北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002 (事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

…相談窓口ではこんなことをしています…

- ◆ 自主交渉の助言………消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん………契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介………センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情
- ◆ 損害賠償の請求

〈土曜・日曜の相談窓口〉 (年末年始を除く)

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

ともに午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで

〈土曜・日曜・祝日の相談窓口〉 (年末年始を除く)

消費者ホットライン 局番なしの「188(いやや!)」番 午前10時から午後4時まで